

赤バス廃止の結論

さらに一年先送りに

赤バス存廃の結論が2013年3月までさらに1年先送りになりました。市民の声と運動の成果です。しかし、大阪市は、利用状況の検証を行い、目標値をクリアしなければ「廃止」という方針は変えていません。

健全な「まちの装置」・赤バス

高齢社会をむかえようとしている今日こそ、誰もが行きたいところに行ける＝交通権が保障されねばならないべきで、赤バス利用者でも明らかなように、クルマを運転できなくなつた人、自転車に乗れない高齢者が多数生まれます。「多くの高齢者にとって、駅の階段はつらいもの。住まいの近くを走るバスが『生活の足』という人も多いはずだ。誰しも外出しやすい交通の仕組みこそ、都市の健全さの自安に数えて」（『日経』2011年2月21日夕刊）いことなのです。

2020年には老人人口は29・2%を占め3・4人に1人の高齢化率になるといいます。高齢社会の到来は、クルマ依存によって崩壊した地域コミュニティの再生のため時代を反映した転換を求めています。まちの「装置」つまり市民の社会関係の軸としての公共交通の再構築が必要であり、新たな地域コミュニティづくりをすすめねばなりません。



この写真は、港ループを走るある日の赤バスの車内風景です。

押し車で乗車する高齢者や、赤ちゃんを抱っこしたお母さんたちで満員です。そこにはいつもいたわりあい、ゆったりとしたやさしい風景があります。



第1回 3月2日

「幼保一体化」の先にあるもの

3月2日、奈良女子大学の中山徹教授を招き、「大阪市の子どもの未来を考える」と題して開催しました。「定員割れの幼稚園と待機児童のある保育所を一体化して『子ども園』をつくり解決する」ということは、実は保育所、幼稚園の公的スクールを壊し、「サービス産業」化し、裕福な人にだけ保育を提供するものである狙いが明らかになりました。

第2回 3月9日

「交通権の実現は横断する行政施策をつなぐ」

3月9日、交通権学会会長で立命館大学の土居靖範教授を招き「大阪市営交通、コミュニティ交通を市民の『交通権』から考える」と題して開催しました。「交通権」は憲法13条、22条、25条を実現する具体的権利であり、

地方自治体の行う諸施策（福祉、医療、商工業、教育など）を実施する上で必要な権利であることが語られました。

※いずれも当日の資料をご希望の方は大阪市をよくする会までメールやFAX等でご連絡下さい。



第3期市民講座を開催しました